

資格者証の交付申請をされる方へ

電気通信主任技術者又は工事担任者の試験に合格された方が、資格者証の交付申請を行う際に必要な書類等は、次のとおりです。

【申請の際に必要なもの】

- ① 交付申請書
- ② 写真（申請書に貼付）
- ③ 交付手数料（収入印紙 1,700 円分を申請書に貼付）
- ④ 本人確認用書類（住民票コード等を申請書に記載した場合は省略可）
- ⑤ 返信用封筒（資格者証の郵送を希望する場合のみ）

※ 同時期に複数資格の試験に合格した場合でも、資格ごとにそれぞれ申請が必要です。（送付の際に同封は可）

※ 養成課程の修了による申請の場合は、養成課程の実施機関が発行した養成課程の修了証明書も必要です。

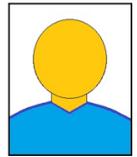
【注意事項】

① 交付申請書について

指定の様式の申請書に、黒又は青のボールペン等で必要事項を記入してください。書損じて訂正を行う場合は、二重線で消した上で訂正印を押してください。

② 写真について

過去6か月以内に撮影した、サイズ縦 30mm×横 24mm、無帽、正面、上三分身、無背景の写真を申請書に貼付してください。写真は、スキャナで読み取りトリミング加工して資格者証に印刷しますので、ネガフィルムの現像プリントと同等以上の画像品質で、右図のように頭部の周囲に適度な余白（背景に相当する部分）のあるものにしてください。



※ 写真が不鮮明、サイズが不適合等の理由により、再提出をお願いする場合があります。

③ 交付手数料について

交付手数料として、1,700 円分の収入印紙を重ならないように申請書に貼付してください。

※ 収入印紙は、割印・消印等をしないでください。また、都合により手数料を多く納める場合（貼付した収入印紙の額が 1,700 円を超える場合）は、申請書の余白に「過納承諾 氏名」のように記載して押印してください。

※ 地方自治体が発行する収入証紙ではありませんのでご注意ください。

④ 本人確認用書類について

本人確認用書類（氏名及び生年月日を証明する書類）の例としては、住民票の写し、戸籍謄本、戸籍抄本、住民票の記載事項証明書、印鑑証明書等があります。（発行日6ヶ月以内。それらをコピーしたものは不可）

なお、住民票コード又は現在お持ちの電気通信主任技術者資格者証、工事担任者資格者証若しくは無線従事者免許証の番号を交付申請書の所定欄に記載した場合は、本人確認用書類の提出を省略することができます。

⑤ 返信用封筒について

資格者証の郵送を希望する場合は、返信用封筒（必要な額の切手を貼付し、宛先を記入したもの）を添付してください。

※ 通常、110 円分の切手を貼付した定形封筒で郵送可能ですが、郵便事故等による亡失防止のため簡易書留等のご利用を推奨します。その場合は、方法に応じた額の切手を貼付してください。

【申請書の送付先】

受験地を管轄する[地方総合通信局](#)に送付してください。受験地が四国内の場合の送付先は、次のとおりです。

〒790-8795 松山市味酒町2丁目14-4 四国総合通信局 電気通信事業課 宛
（お問い合わせ先：089-936-5042）

※ 養成課程の修了による申請の場合は、養成課程の実施機関の所在地を管轄する[地方総合通信局](#)に送付してください。

※ 送付の際、申請書等を定形封筒に入る大きさに折り畳んで構いません。（写真部分の折り曲げは不可）